

京都府南部地域の児童相談所における 現状と課題等について

令和 8 年 8 月 25 日
京都府健康福祉部 家庭・青少年支援課

< 目次 >

(1) 南部児相あり方検討会について	・ ・ ・ ・	1
(2) 検討会スケジュール（予定）	・ ・ ・ ・ ・	2
(3) 南部児童相談所の現況	・ ・ ・ ・ ・	3
(4) 現状の課題	・ ・ ・ ・ ・	1 1
(5) 京都府南部地域における児童相談所 のあり方について	・ ・ ・ ・ ・	1 2

(1) 南部児童相談所あり方検討会

老朽化が進んでいる府南部の児童相談所のあり方について、相談機能や一時保護体制など、**基本構想の策定**に向け、今後の整備方針について検討を実施

(2) 検討会スケジュール (予定)

令和8年8月25日 第1回検討会



- ・現状と課題の共有
- ・京都府南部児童相談所のあり方について



※児童へのアンケート実施

10月頃

第2回検討会



- ・整備場所の決定
- ・施設のレイアウト、導線
- ・機能の複合化

12月頃

第3回検討会



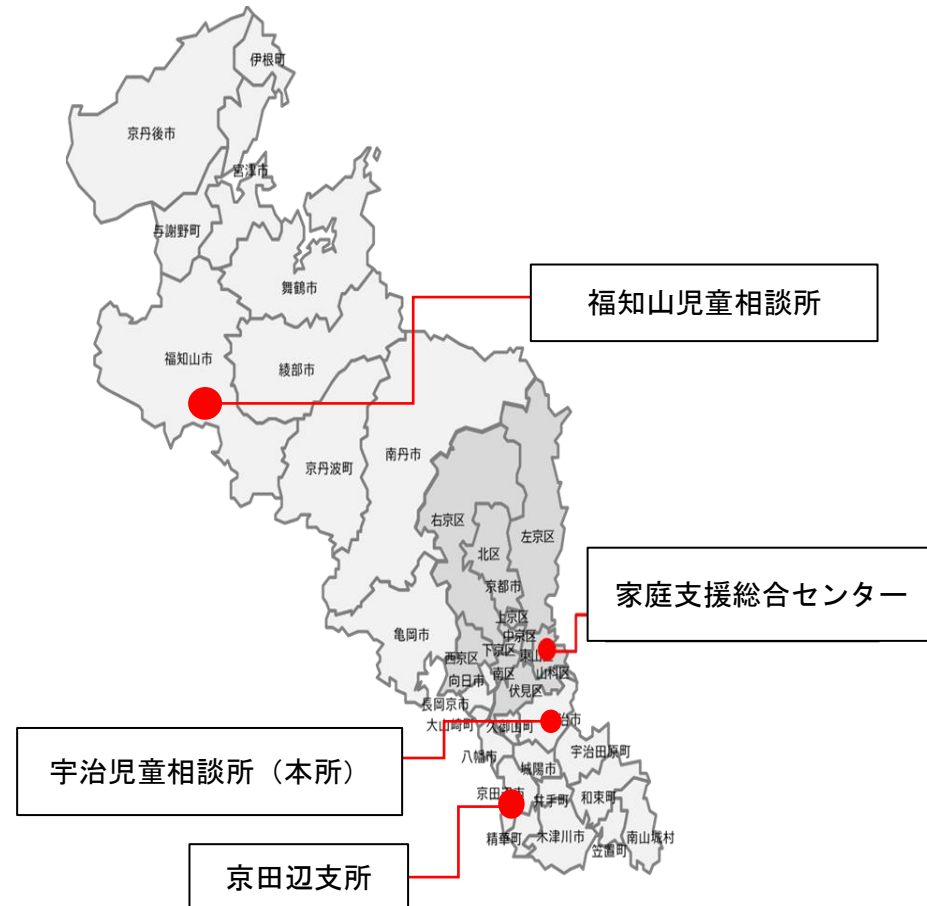
- ・基本構想案にかかる意見交換

(3) 南部児童相談所の現況

ア 南部児童相談所の概要

京都府所管の児童相談所は**3か所（支所1か所）**

	宇治児童相談所	宇治児童相談所 京田辺支所
所在地	宇治市大久保町井ノ 尻13-1	京田辺市興戸小毛詰 18-1
建築年	昭和62年	昭和55年
開設年	昭和62年	平成25年
敷地面積	1,593m ² (民有地)	4,674m ² (府有地)
延床面積	延941m ²	延1,154.81m ² のうち258.22m ²
管轄市町村	宇治市、城陽市、 久御山町	八幡市、京田辺市、 木津川市、綴喜郡、 相楽郡
機能	相談、一時保護施設	相談



～建物の外観～

< 宇治児童相談所 >



< 京田辺支所 >



イ 南部児童相談所の管轄人口について（京都府人口推計：各年10月1日）

- 京都府南部の人口は、支所設置の平成25年以降も継続して50万人超
- 京田辺支所が開設された平成25年度は、宇治児童相談所本所の管轄人口が、京田辺支所の管轄人口を上回っていたが、現在は、その状況が逆転している状況

	H24	H25	H26				(人)
					R5	R6	R7
宇治児童相談所	283,104	281,377	279,367		263,421	261,183	<u>259,488</u>
京田辺支所	276,582	276,482	277,211		280,984	279,606	<u>276,016</u>
合 計	559,686	557,859	556,578		544,405	540,789	535,504

※児童相談所の設置について、管轄区域内人口はおおむね50万人以下

ウ 直近の南部児童相談所の相談件数等

① 相談件数

宇治本所と京田辺支所の相談件数は**同規模**

(件)

		養護相談（虐待相談）	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合 計
R3	宇治本所	608 (570)	707	38	39	1	
	京田辺支所	658 (631)	558	32	36	8	
	その他	63 (54)	28	8	7	0	
	合 計	1,329 (1,255)	1,293	78	82	9	2,791
R4	宇治本所	697 (657)	473	27	30	1	
	京田辺支所	692 (676)	422	42	14	0	
	その他	59 (51)	36	10	1	0	
	合 計	1,448 (1,384)	931	79	45	1	2,504
R5	宇治本所	683 (643)	501	53	35	41	
	京田辺支所	494 (470)	395	39	31	148	
	その他	110 (97)	39	2	2	2	
	合 計	1,287 (1,210)	935	94	68	191	2,575
R6	宇治本所	590 (556)	523	49	19	63	
	京田辺支所	600 (534)	404	30	22	48	
	その他	79 (74)	82	11	2	0	
	合 計	1,269 (1,164)	1,009	90	43	111	2,522

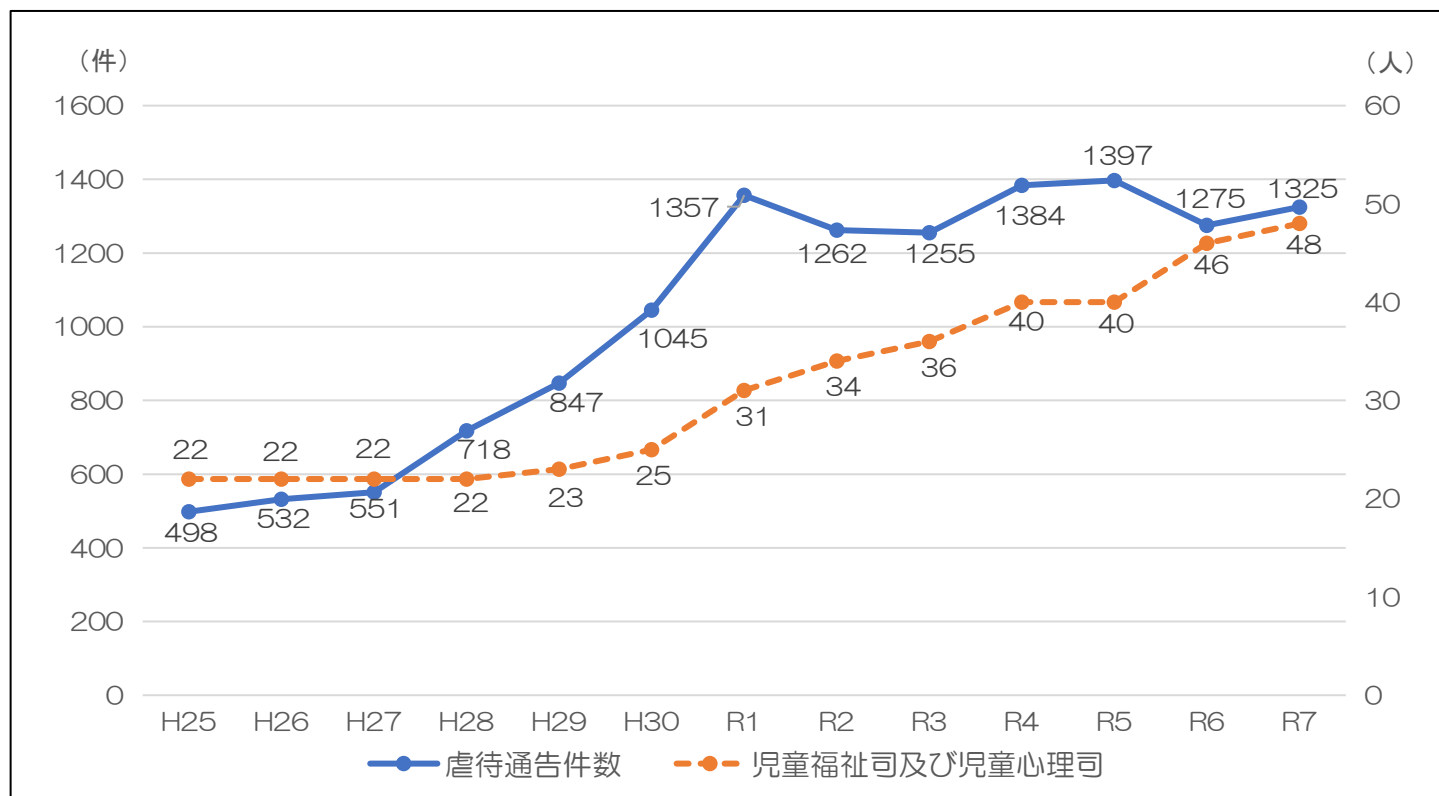
※京都府家庭支援センター業務概要

※その他（本所、支所以外）：保護者の住所地が管外にあるケース

※虐待相談：R4までは虐待疑いの件数を計上していたが、R5以降は未計上

② 虐待通告件数、児童福祉司等の配置について

- 虐待通告件数は、京田辺支所を開設した平成25年度より、**約2.7倍に増加**
- この増加に対応すべく、児童福祉司及び児童心理司を増員



③ 宇治児童相談所（本所）及び京田辺支所の執務スペースについて

児童福祉司及び児童心理司の増員により、執務スペースの狭小化及び相談室の不足

< 宇治児童相談所本所 >

○執務室面積 94.5㎡

○職員人数（机数） 43人分

うち、一時保護施設職員数（机数） 7人分

○一人当たり執務スペース 2.3㎡

< 京田辺支所 >

○執務室面積 103.5㎡

○職員人数（机数） 30人分

○一人当たり執務スペース 3.5㎡

（参考：一人当たりスペース）

家庭支援総合センター 3.1㎡

福祉山児童相談所 3.2㎡

健康福祉総務課 5.5㎡

④ 一時保護の状況

京都府南部の一時保護施設は、宇治児童相談所本所に併

設
＜設置概要＞

定員：13名 居室：5部屋

個室での保護対応を行うため、入所児童数を5名に制限し運用していることから**満床に近い状態が続いている**

(件)

	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護件数	143	133	110	103	93
一時保護委託件数	100	104	103	88	99
合 計	243	237	213	191	192
一時保護延べ日数	2,648	2,754	2,475	2,440	1,984
一時保護委託 延べ日数	3,571	3,880	4,432	2,747	2,480
合 計	6,219	6,634	6,907	5,187	4,464

※京都府家庭支援センター業務概要

※宇治児童相談所が措置元となっているケースの数

⑤ 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例・規則への適合状況

令和7年3月に、一時保護施設に関する設備等の基準条例を制定したが、宇治児童相談所の一時保護施設は、男女エリアが分かれておらず、また、個室化されていないなどの課題があり、**条例に基づく適切な環境整備が必要**

<条例>

項目	内容	適合
設備	児童の居室	○
	学習等を行う室	○
	屋内又は屋外運動場	○
	相談室	○
	食堂	○
	調理室	○
	浴室	○
	便所	○
	居室のユニット化（概ね6人以下）	×
職員 (参考)	児童指導員	○
	嘱託医	○
	看護師	×
	保育士	○
	心理療法担当職員	
	個別対応職員	○
	学習指導員	○
	栄養士又は管理栄養士又は調理員	○
	夜間職員	○

<規則>

項目	内容	適合
設備	1居室定員4名以下	○
	1人あたり4.95㎡以上	○
	必要に応じて複数児童の同一居室利用	○
	男子と女子の居室を分ける	×
	学習室	×
	屋内又は屋外運動場	○
	男子用と女子用の浴室	×
	男子用と女子用の便所	○
	小学生以上が使う居室面積8㎡以上の個室	×
	性的指向及びジェンダーアイデンティティに配慮した構造	×
職員 (参考)	児童指導員及び保育士 満2歳以下概ね1.6人につき1人以上 満2～3歳概ね2人につき1人以上 満3歳以上概ね3人につき1人以上	○
	心理療法担当職員 児童概ね10人につき1人以上	○
	学習指導員 児童数に応じた適切な数	○
	夜間職員 1ユニットごと1名以上配置	

(4) 現状の課題

< 宇治児童相談所本所の課題 >

- ・ 相談対応のための職員増加による、執務室の狭小化及び相談室の不足

< 宇治児童相談所一時保護施設の課題 >

- ・ 定員は13名だが、個室での対応を行うため、入所児童数を5名で運用しており、保護が可能な児童数が制限されている。
- ・ 男女エリアが分かれていないなど、一時保護の基準条例を満たした一時保護環境を整備できていない

< 京田辺支所の課題 >

- ・ 昭和55年に建てられており、雨漏り等建物が老朽化している。

(5) 京都府南部地域における児童相談所のあり方について

<本日議論いただきたいポイント>

- ① 京都府南部の児童相談所の今後の整備にあたっての基本的な考え方（理念）や取組の方向性をどのように設定すべきか。
- ② 南部の児童相談所に求められる具体的な機能はどのようなものが考えられるか。（機能強化や集約化など改善すべき点、新規の取組など）

<児童相談所の機能>

児童相談にかかる市町村への助言や情報提供、子どもに関する相談への対応、児童虐待への対応、一時保護、家族再統合の支援、地域との連携、里親支援、虐待の未然防止、DV対応 等

- ③ ②を踏まえ、各児童相談所が果たすべき役割をどのように考えるか。（児相間の役割分担・連携の在り方や一時保護所の整備の方向性など）